

香川県椛川ダム操作規則をここに公布する。

令和6年12月13日

香川県知事 池 田 豊 人

## 香川県規則第54号

### 香川県椛川ダム操作規則

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条—第7条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第8条—第10条）
- 第4章 洪水調節等（第11条—第15条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第16条—第21条）
- 第6章 計測、点検及び整備等（第22条—第24条）
- 第7章 補則（第25条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この規則は、椛川ダム（以下「ダム」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

###### （ダムの用途）

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持（異常渇水時における緊急水の補給を含む。）及び水道用水の供給をその用途とする。

##### 第2章 貯水池の水位等

###### （洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量が毎秒16立方メートル以上である場合における当該流水とする。

###### （水位）

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高352.0メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高360.5メートルとする。

(最低水位)

第7条 貯水池の最低水位は、標高301.2メートルとする。

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第8条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高352.0メートルから標高360.5メートルまでの容量276万立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第9条 流水の正常な機能の維持は、標高301.2メートルから標高352.0メートルまでの容量753万立方メートルのうち最大554万立方メートルを利用して行うものとする。

2 香東川水系の異常渇水時における緊急水の補給は、前項に規定する流水の正常な機能の維持のための容量のうち最大336万立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第10条 水道用水の供給は、標高334.6メートルから標高352.0メートルまでの容量417万立方メートルのうち最大199万立方メートルを利用して行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 香川県高松土木事務所長（以下「所長」という。）は、洪水の発生が予想される場合においては、別に定めるところにより、洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 香川県土木部河川砂防課及び別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超えたときは、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節又は洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、速やかに、これを解除しなければならない。

#### 第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合等)

第16条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、放流を行うことができる。

(1) 第22条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) その他特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項の規定による放流を行う場合の放流量は、別に定める。

(放流の原則)

第17条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第18条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合においては、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

2 所長は、香東川水系の異常渇水時における緊急水の補給のため必要があると認める場合においては、別に定めるところにより、ダムから放流しなければならない。

(水道用水の供給のための放流)

第19条 所長は、水道用水を供給する場合においては、ダムから日量9,000立方メートルを限度として放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第20条 所長は、ダムから放流を行うことによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲートの操作)

第21条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、別に定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第22条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第23条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第24条 所長は、ゲートを操作し、第22条の規定により計測、点検若しくは整備を行い、又は前条の規定により観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 補則

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(試験湛水が完了するまでの間におけるダムの操作に関する経過措置)

2 試験湛水（サーチャージ水位以下の範囲で、貯水池の水位を上昇させ、及び低下させ、ダム、基礎地盤及び貯水池の周辺地山の安全性を確認することをいう。以下同じ。）が完了するまでの間、所長は、第13条の規定にかかわらず、次に定めるところにより、洪水調節及び洪水に達し

ない流水の調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 洪水期間（7月11日から10月31日までの期間をいう。）において、水位が常時満水位を超えたときは、常用洪水吐きからの自然放流により行うこと。

(2) 非洪水期間（11月1日から翌年7月10日までの期間をいう。）においては、利水放流管からの放流により行うこと。

3 試験湛水が完了するまでの間、所長は、第19条の規定にかかわらず、水道用水を供給する場合には、ダムから日量7,200立方メートルを限度として放流しなければならない。

4 試験湛水が完了するまでの間、所長は、計画的に貯水池の水位を低下させる場合においては、1日につき1.0メートルを限度としなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。